埼玉県

＜報道発表資料＞

県民生活部　消費生活課
事業者指導担当　丸山、堀越
直通 048-830-2933
内線 2932
E-mail: a2930-03@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和８年１１月２５日

分電盤交換工事等を行う事業者に対する行政処分について

特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり分電盤交換工事等を行う事業者に対する行政処分を行いました。

●　行政処分の概要

１　事業者の概要

（１）名　　称：コアガード合同会社
（２）所 在 地：埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目３番地大宮マルイ７階
（３）営 業 所：埼玉県蕨市中央１－２５－１マキヤビル４階
（４）設　　立：令和８年２月９日
（５）代 表 者：代表社員　佐藤　翔
（６）業　　態：訪問販売（分電盤交換工事等）

２　事業者の営業方法

当該事業者は、消費者宅に電話をかけ、分電盤の点検を実施すると勧誘し、消費者宅を訪問、点検実施後に、有償の分電盤交換工事等を勧誘し、契約締結後に分電盤交換工事等を実施していました。

３　違反行為の内容

勧誘目的等不明示（法第３条）
当該事業者は、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、登記簿上の名称を明らかにしていなかったことに加え、分電盤の点検実施に係る勧誘のことについて告げるのみで、分電盤交換工事等の契約の締結を勧誘する目的である旨を明らかにしていませんでした。

４　処分日

令和８年１１月２５日

５　処分の内容

指示

当該事業者に対し、次の措置をとるよう指示しました。

違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策の実施状況及び当該コンプライアンス体制の運用状況について、令和８年１２月２５日までに埼玉県知事宛て文書にて報告すること。

●　県民の皆様へ

- 突然の電話や訪問で分電盤などの無料点検を持ちかけられても、安易に点検を受けないようにしましょう。
- 点検を受けたとしても、その場では契約せず、契約内容や契約金額について十分に比較・検討しましょう。
- 契約内容に関しておかしいと感じる点があったり、契約上のトラブルに巻き込まれてしまった場合は、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。「消費者ホットライン：（市外局番なし）電話１８８」で最寄りの消費生活相談窓口に繋がります。